

令和2年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和2年 6月19日 午前10:00

○散 会 午前11:36

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鑑 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	幼 児 教 育 課 長 櫻 庭 仁
産 業 課 長 佐々木 涉	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------



令和2年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和2年 6月19日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。

本日の発言の順序は、4番瓜生望議員、12番藤原典男議員の順に行います。

それでは、4番瓜生望議員の発言を許します。4番瓜生望議員。

○4番（瓜生 望） おはようございます。檀上より大きく2点の質問をさせていただきます。どうぞ宜しくお願いします。

まず質問の1つ目、アフターコロナを見据えた経済対策について。

新型コロナウイルスによって、市内事業者も甚大な経済被害を受けています。影響が出始めたころから多くの事業者に取り組みをおこない、中には売上が90%以上減少した事業者もいました。緊急事態宣言後、感染拡大防止のため営業の自粛をした事業者、商品の売り先や卸先も、休業や販売不振のため全く出荷ができず売上がなくなってしまった業種。この状況が長引くことも予想される中、買い控えが起これ、今後の需要が減少していくことが予想される業種など、多くの業種で影響が出ています。

ある事業者と話をしている際に、この状況がどこまで続くかわからない中で、これから先何に希望を持って働けばいいのかという言葉をお聞きしました。それぞれの事業者さんは、暗闇の中で一生懸命もがいています。しかし、今までのようにお客様が戻ってこない現状に苦しんでいて、今回のように誰もが今まで経験したことの無い状況に置かれている中、行政は何をするべきか、何ができるのかを考え動いていかなければいけないのではないのでしょうか。市民や事業者の皆さんが未来に向けて希望を持ち進んでいけるように、しっかりと背中を支える支援が今こそ必要だと思います。

第一次の経済対策は出ましたが、正直まだまだ落ち込んでしまったものを回復させるまでには程遠い状況にあり、引き続き企業を守り雇用を守っていくために、地域の人々が動くきっかけをつくる必要があります。景気が非常に冷え込み、消費活動が鈍くなっているため、効果的な景気浮揚策は絶対に必要であると考えます。これに対する市独自の方向性、そして対応策をお聞かせください。そして、この渦上で引き続

き事業を継続、発展させていくためには、アフターコロナ時代の新たな生活様式への変化への対応や、この地域が抱えている少子高齢化問題などにも対応しなければいけません。それには新商品の開発や事業の多角化、事業領域を変えることなども選択肢の一つになると思います。こういったものにチャレンジする事業者に対しての支援策のお考えはあるかもお聞かせください。

市内事業者は、今までも決して楽ではない地域マーケットで事業を行い、雇用を維持・創出し、そしてときには子どもたちの未来のためにと尽力をされてきています。どうかこのような方々が未来を信じていることができる後押しを、今一度示していただきたいと思えます。

以上、市当局の考え方をお聞かせください。

続きまして2つ目、ウィズコロナ時代での教育のあり方について。

新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちの学びの場にも大きな影響が出ています。一時は学校も臨時休校となり、授業、その他行事もほぼストップしなければいけない状況になりました。今では学校も通常授業となり、学校にも子どもたちの笑い声が戻っています。しかし、今後第2波、第3波が来ると予想されている中で、市教育委員会として、どんな状況下においても子どもたちの学ぶ機会を止めないこと、子どもたちの安全を守ること、そして子どもの人権をしっかりと守ることは、この時期にしっかりと考えておく必要があります、それと同時に、今回の臨時休校時の対応もしっかりと振り返り、今後活かさないといけないのではないかと考えています。

学びを止めないという部分においては、手段の一つとしてオンライン授業があげられます。秋田県内では、横手市が国語、算数、数学の授業動画を作成し、YouTubeを使って生徒や保護者へ限定公開している事例があり、県立大学をはじめ国際教養大学などでは、双方向のオンライン授業を実施しています。また全国的にも熊本市は、公立の小中学校全校で、双方向のオンライン授業を導入しているという事例もあります。再休校を想定した上で、どんな状況においても学びの機会を守るためには、オンラインでの授業のモデル構築も必要ではないでしょうか。オンライン授業の導入について、現時点での教育委員会のお考え、もし前向きに取り組んでいるのであれば進捗状況をお聞かせください。併せて文部科学省の施策のもと、本市でも準備を進めているGIGAスクール構想の進捗状況と今後の活用方針についてもお聞かせください。

また、子どもたちを守るために、教育委員会ははじめ各学校単位でも様々な対応をして

きたと思います。小学校の低学年を中心とした児童においては、働いている保護者のサポートとして児童クラブの時間外の開所なども対応もされました。臨時休校中の対応の詳細と評価を、そして今後の対応策も併せてお聞かせください。

秋田県でも、児童生徒の感染が確認された際、非常に残念ではありますが心ない誹謗中傷がありました。感染を予防するのは第一で、対策はしっかりしていかなければいけません。しかし、いくら対策してもウイルスは見えず、完璧に防ぎきることはできない状況であります。このようなものから子どもの人権を守ることと、アフターケアを万全にするというのは非常に重要ではないかと考えます。こちらの対応は現在どう進めているのかをお聞かせください。

以上、市当局の考え方をお聞かせください。

檀上からの質問は以上です。ご答弁宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） おはようございます。それでは、4番瓜生望議員の一般質問の1つ目、「アフターコロナを見据えた経済対策について」お答え致します。

ご質問の1点目、「効果的な景気浮揚策として市独自の方向性と対応策について」と、ご質問の2点目、「新商品の開発や事業の多角化など新たにチャレンジする事業者に対しての支援策は考えているのか」については、関連する事項と思われまますので一括してお答えします。

はじめに、効果的な景気浮揚策として、新型コロナウイルス感染症により売り上げの減少など影響を受ける市内事業者に対し、今後の事業の継続を支援するため、潟上市事業継続支援金事業と、飲食店において新たにデリバリーやテイクアウトを展開するほか、店舗でのウイルスの飛沫感染を防ぐためなどの予防対策に取り組む事業者への支援として、飲食店コロナ対策支援金事業を6月1日より実施しているところであります。効果的な景気浮揚策として、「飲食店コロナ対策支援金事業」では、感染予防のための資材等購入や内装替えなどは、市内事業者から購入改修していただくこととしておりますので、景気浮揚効果はあると考えております。

なお、「潟上市事業継続支援金」は、6月16日時点で430件の申請を受け付けております。初回の支払いは6月11日で、2,100万円を交付しております。また、事業の実施にあたり本市では、事業者からそれぞれの新型コロナウイルス感染症拡大による影響についてアンケートを実施しておりますが、「新型コロナウイルス感染症の影響はどのようなもの

か」につきましては、約85%が「売り上げが減少した」と回答しております。このような状況から潟上市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞している市内経済の活性化を図るため、「潟上市商工会商品券事業」を実施することとしております。今後も潟上市の経済回復のため、必要に応じて商工会等関係機関からの協力を得ながら、経済対策事業を実施してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、一般質問の2つ目、「ウィズコロナ時代での教育のあり方について」お答え致します。

ご質問の1点目、「学びの機会を守るためのモデルの構築について」お答え致します。

まずオンライン授業の導入について、現時点での基本的な考え方ではありますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校の長期化等に備えた学びの保障にあたっては、オンライン授業も有効な方法の一つであり、そのためにはICT環境の整備が重要であると認識しております。特にインターネット上での動画配信による学習支援やオンライン授業を含めたオンライン教育のためには、家庭におけるICT機器やインターネット環境等のハード面が課題となります。タブレット端末やWi-Fi環境のない家庭へのルーター等の貸出しが考えられますが、こうした方法が可能か各家庭の保有状況も調査しながら併せて検討しております。

ソフト面についてであります。オンライン教育のメリットとして、様々なデジタル教材等を活用できること、時間や場所を束縛されずに学べることがあげられております。一方で、教室内の授業で見られる温かな人間関係の中で、安心して自分の考えを発表する雰囲気、友人との協働的な学び合い、学ぶ意欲の持続、教師による個の状況の把握等の難しさに対する声も聞かれるところでもあります。オンライン教育を進めるにあたっては、ハード面の整備のほか、児童生徒の発達段階に即した学習の質の保障といったソフト面の充実が不可欠となります。今後長期にわたる休校の中でも、子どもたちが友達や教員等の人と人とのつながりを感じながら、安心して臨み、わかった、できたという実感のある学習を進めるためにはどうしたらいいか、学校と調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

またオンライン教育の実施にあたっては、学校における機器管理労力の軽減と効果的な学びのための技術的なサポートが必要になるだろうと考えておりますので、教育委員



会としまして、人材面の取組みについても進めてまいりたいと考えております。

G I G Aスクール構想については、今年度中に小・中学校への高速大容量通信ネットワークの整備を進めるとともに、当初国では令和5年度の達成を目指していた児童生徒1人1台端末の整備計画を、新型コロナウイルスへの対応としてまとめた緊急経済対策において前倒しする施策として盛り込んだことから、本市においても計画を早め、端末の児童生徒1人1台整備に向けて、こののち議会に補正予算を提案させていただき準備を進めておりますので、御理解をお願い致します。

ご質問の2点目、「放課後児童クラブにおける臨時休校中の対応の詳細と評価、今後の対応策について」お答え致します。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、潟上市内の全小学校休校期間中、本市の放課後児童クラブについては、国の新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインに基づいて運営しております。

小学校の休校期間となった3月2日から3月19日と、全国緊急事態宣言期間中の4月22日から5月1日までの期間、支援員及び補助員に各小学校の特別支援教育支援員を加えたスタッフで、午前7時30分から午後7時まで、3月中は午後6時まで開所致しました。受入れにあたっては、保護者の仕事が休み等で家庭での保育が可能である家庭においては家庭保育の協力をお願いし、保護者の方々のご理解とご協力のもとで運営致しました。

感染症予防対策としまして、利用する児童の検温と手指消毒、施設内の消毒、室内の換気等の衛生管理に日々努めました。また密接を避けるために、食事や学習時間の際は児童同士の座席の間隔をとるなど、遊びや生活行動に留意した活動を実施しております。また、保護者のお迎え時は、保護者の健康状態を確認したうえ、室内への行き来を制限するため玄関先での引き渡しを徹底するなど、衛生管理と危機管理に徹底してまいりました。今後の対応策としまして、国が示す「新しい生活様式」を踏まえた感染症予防対策を継続し、利用する児童と職員の健康管理に最新の注意を払いつつ、保護者のご理解をいただきながら子どもの安全で安心な居場所づくりに努めてまいります。

ご質問の3点目、「子どもの人権を守ること、アフターケアについての対応」についてお答え致します。

コロナウイルス感染症に対する不安が拡大する中、インターネットやSNSにおいて、心ない発言や誹謗中傷が全国的にあったという報道を聞いております。学校では、道徳

を含めた教科等の学習や日常の生活の中で、感染者、濃厚接触者、医療従事者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は決して許されないこと、差別的な言動には同調しないこと、また差別と偏見のもととなる不安を解消するために、新型コロナウイルス感染症の予防に関する正しい知識、正しい情報を持ち進んで、予防に努めることを指導しております。

また感染についての悩みや不安に対しては、担任や養護教諭等、必要に応じてスクールカウンセラーが随時相談にのるとともに、児童生徒個々の不安にとどめず、集会や学級活動を通して全校の児童生徒の不安解消につなげるようしております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後とも子どもたちの学びを保障し、子どもたちを守るための教育活動に継続して取り組んでまいります。

○議長（西村 武） 4番瓜生望議員、再質問ありますか。4番瓜生望議員。

○4番（瓜生 望） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最初に経済対策の方から再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、飲食店向けの対策ですとか、市内の事業者、潟上市事業継続支援金をまず今6月1日よりスタートさせていると。その中で最後の方に、必要に応じて経済対策をやっていくというご答弁あったのですが、今現在必要だと感じていらっしゃいますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず先ほど部長が説明しましたとおり、現状実施している対策についてご説明しました。そして今現在、今必要に応じてと必要を感じているかというご質問でございますけれども、当然我々もそれだけではすまないだろうということは感じております。先の6月12日ですかそのときに、国の方の予算が第2次ですけれども、新型コロナウイルス対策二次補正分6月12日に成立しております。その中には、地方創生交付金2兆円も含まれていることでございます。現在、その内容というか配分もまだ示されていない状況でして、やはり非常に限られた財源でございますので、その財源を確認しながら今後進めていきたいなと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 4番瓜生望議員。

○4番（瓜生 望） 6月12日の国の補正予算が成立したということでまだ内示がされていないと。

ちょうど今朝のさきがけ新聞ご覧になった方多いかと思うのですけれども、つくだ煮会社3社の新たな挑戦の記事が載っていました。今その記事中でも、イベントがなくなったり卸先の売り上げの減少大変厳しい、すごく苦しい状況にあるということが書かれていました。そんな中でも、潟上市の事業者さんたち前を向いてチャレンジしています。今日の記事だけでなく、ちょこちょこ潟上市の企業頑張っているという記事が実際新聞紙上にあがってきていることは皆さん周知されていると思います。この状況をピンチと捉えるかチャンスと捉えるかというので、今後大きく変わってくるというのは私が感じていることで、さらに潟上の企業力というものを高めていくため、背中を押して前に向かって行く応援をしていただきたいと。今本当行政がやるべきこと、市民が望んでいることは、潟上市はしっかり応援しているという姿勢をメッセージを施策に乗せて届けることが、一番の応援になるのではないかと私自身感じています。先ほど、内示されて予算の中がわからないということで、これそうなると、いつ頃そういったものをお届けできるかというのはまだそこもはっきりしていないということでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

確かにそのとおりでございますけれども、なるだけ近いうちにそういうものが出てきた場合には、我々としては議員の皆様にご相談、ご協議しながら、対応策第2次について進めてまいりたいという感じでございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 4番瓜生望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。スピード感というかスピードをもって、ぜひ前向きな施策の検討を期待したいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

まず、子どもの人権を守る対応ということで、本当今ご答弁いただきましたとおり、本当にこういったものは絶対あるべきではないと感じています。子どもたちはもちろんなのですけれども、それこそ地域のコミュニティスクールですとかPTAですとか、その他地域の方々への周知徹底そういったものもしていただきながら、市全体でこの問題は絶対起こしちゃいけないということで、さらに取り組んでいていただきたいと、これは対応継続をお願いしたいということで、これは次に移りたいと思います。

すいません、ちょっと自分の聞き方がちょっと下手だったために、臨時休校中の対応と評価の部分で、児童クラブの評価はいただいたのですが、ちょっと各学校の対応と評

価もお聞きしたかったのですけれども、今そちらというのは出せますか。情報ありますか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

答弁漏れがあって申し訳ありませんでした。児童クラブにつきましては、先ほど部長から答弁致しました。学校についてということございますが、まず3月、4月と臨時休校、臨時休業2回ございましたが、3月年度末につきましては、これは4月も同じなのですけれども臨時の校長会を開いて市全体の学校として、子どもたちの年度末の学びですので、どう保障するかということを通理解したうえで、各校においてそれぞれの実態もございますので、そして各学年の実態もございますので、具体的には家庭での学習が休校中ですので、プリント等持ち帰っての学習が中心になりましたが、必要に応じて学年ごとのあるいは分散の登校等をしながら、学習の保障はすることに努め確保できました。4月につきましても、これも臨時校長会で情報を共有したうえで、各ご家庭にもご理解をいただきながら、そして課題を学校に保護者の方に取りに来ていただくのですとか、各学校の実態に応じて子どもたちの学びが家庭でしっかり保障できるようにしたうえで、また登校再開後に、そういった家庭での学びを元にまたしっかりと学び直しをして、年度末の学びの不足だった部分それから今年度の学習カリキュラムをしっかりと再編成したうえでということであります。

一つ申し添えますと、主な例えば春の運動会ですとか夏休み前に予定していた例えば修学旅行ですとか、大きな事業が夏休み後ということで延期等しておりますので、そういったことと逆に授業時間も十分に確保できたということもございます。そういうことで、先ほどコミュニティスクール、地域の方という話もありましたけれども、こういったことを進めるにあたっては、保護者の代表の方やそういった地域の方々に、その都度必要に応じてご相談をしながら進めることができましたので、この場でまた改めて感謝も申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。今、学校の対応というところで、まず学びの部分につきましてはプリント等で対応というご答弁いただきまして、プリントで学びの部分は確かに担保できたのかなというところはあるのですが、やはり長期間ずっと家

にいる状況が続く中で、それこそコミュニケーションの部分、その確保というのはちょっともう一歩進んで考えられた方がいいのかなと。その中で、先ほどオンライン授業の話もしたのですが、オンラインで双方向を利用してコミュニケーションを取っていくと、そういった使い方もできるのではないかなとひとつ考えているところです。先ほどちょっと聞き漏らしてしまったのですが、今GIGAスクールの方で、端末は今年度に整備されていくと。ただ、今端末を学校で整備しなくても、それぞれ各ご家庭でWi-Fi環境だったり端末そういったものを持っている状況にあると思います。昨日の先輩議員の一般質問の中にもあったのですが、未整備が子育て世帯で10.6%という数値が出ておりました。潟上市はまだあれですか、今調査中の段階なのでしょうか、それとも、ある程度調査されて数字の方出ているものなのでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

6月に入りまして、小中学校の保護者に対しまして、メールによるアンケート調査を行っております。その結果であります、回答率が74.8%でありまして、その解答された中でありますけれども、ご家庭でインターネットを使用する場合の接続方法がどれかという回答の問いに対しまして、無線LANを使用しているという方が90.2%という回答をいただいております。

以上であります。

○議長（西村 武） 4番瓜生望議員。

○4番（瓜生 望） やはり、結構高いWi-Fiの整備率だったという、こういったものが明らかになってくると、次に打てる必要な手段を考えられていける状況にあると思いますので、まず本当に来るか来ないかもわからない状況なのですが、一応第2波に備えまして、そちらの方も調査研究これを迅速に進めていただければと思います。

これで質問の方終わります。このコロナウイルスというのは、本当に誰もが経験したことがない状況です。市当局も教育委員会も、非常に対応大変だと思うのですが、なんとか市民の安全安心のために、これからも引き続き頑張っていただければと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって4番瓜生望議員の質問を終わります。

藤原典男議員から、暫時休憩の動議ですか。皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

再開は何時からだ。

（「休憩の理由聞かないの」の声あり）

○議長（西村 武） 休憩の理由。

（「どのくらいの時間休憩するか」の声あり）

○議長（西村 武） 10時45分まで休憩します。

午前10時33分 休憩

.....  
午前10時45分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。6月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様でございます。

この間、コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方、また現在入院されている皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。また、コロナ対策で奮闘されております医療従事者や介護職員、各自治体の職員の皆様にも敬意を表します。

私は1つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響への経済支援対策について、2つ目は、小・中学校の授業や行事、児童のケアなどについて、3つ目は、令和2年度の住民健診について伺いますので宜しくお願い致します。

まず1つ目、新型コロナウイルス感染症の影響への経済支援対策について伺います。

新型コロナ感染症対策として、長期間にわたり経済活動の自粛や移動の自粛が求められました。一定の感染の拡大を抑えたものと思いますが、まだ油断ならないものと判断致します。経済活動の自粛により倒産する企業もあり、秋田県でも鹿角市、大館市、能代市、秋田市、そして最近では横手市のホテルが倒産・廃業すると報道されております。国会でも、自粛するなら補償せよと雇用危機打開、地域経済への支援策が大きな声となり、1人10万円の給付金も持続化給付金も取り組まれている最中です。いま日本経済は、今後の見通しがはっきりしない中、県でも事業者を含めた支援策に乗り出しているのはご承知の通りだと思います。

県内市町村でも、地域の事業者や住民のために様々な支援策を実施しているところで、市当局もすでにご承知のこととは思いますが、私は現在、県内各市町村で取り組ん

でいる支援策を紹介しながら、本市でもこの事項については、もっと拡大したり新たに始めようという参考になればと思い、本市で行っている支援策についても2、3提言をさせていただきますので、見解を宜しくお願い致します。

まず鹿角市ですが、雇用調整助成金支給決定の9分の1助成です。観光関連事業者支援金は20万円、特産品販売する事業者への送料は補助されております。北秋田市では、中小企業・小規模事業支援20万円、緊急子育てサポート給付金ゼロ歳児から中学生1人に1万円、高校生に1人2万円、学生支援臨時金1人5万円、これは市外で暮らす方입니다。大館市では、県の協力金支給に20万円上乗せ支給、2施設以上は40万円上乗せ、テイクアウト商品開発・宣伝費補助金、学童保育、妊婦向けマスク購入費助成、ドライブスルー方式施設の設置を計画。市内飲食店支援として千円チケット800円で発行、10万円分まで購入が可能です。能代市は、3割減収した事業者へ一律20万円、子育て世帯1人1万円の上乗せ、児童扶養手当を受け取るひとり親世帯は1万円の加算、給食費の免除検討中、市の奨学金定員を倍加にして新たに募集。三種町は、温泉ホテルの温泉使用料の猶予、減免、給付金を検討中。八峰町は、収入減の事業者に一律20万円、融資への利子補給、子育て支援として中学生の子ども1人に1万円、高校生に2万円、ひとり親世帯には1万円上乗せ、町外での出身学生に5万円の支給。男鹿市では、前年と比べ売り上げ15%減の事業者に20万円支給、プレミアム商品券1人2セット。五城目町では、子育て世帯に1人1万円、全町民にマスク配布、これは町内の縫製会社に2万枚を発注しております。マスク・消毒液を医療、福祉施設、町有施設に配布。井川町では、本年度の給食費全額免除、休業協力金15万円支給、県対象外の日中の飲食店、町在住の学生には最大10万円の支給。大潟村では、県の休業要請、時間短縮要請事業者30万円、利子補給、国の子育て世帯臨時特別給付金、子ども1人当たり1万円の対象外にも高校生以下の世帯に1万円。にかほ市は、飲食店緊急支援給付金30万円、県の休業要請に応じた休業施設に1事業者30万円、乳児に10万円給付、由利本荘市は、小規模事業者、従業員20人以下、サービス業は5人以下無利子融資500万円まで、飲食業30万円、宿泊業、生活関連サービス業、学習支援業、飲料品小売業20万円、追加支援策として、児童手当受給世帯に市独自に1万円プラス、第3セクター、市の施設の指定管理している事業所に3月1日以降の減収分を支援、酪農家に牛1頭当たり2万円、20%プレミアム商品券の発行。仙北市では、県の協力金対象外となった業種向けに20万円支給、飲食業、宿泊業に30万円、県の協力金支給へ10万円上乗せ、大仙市では、経営臨時給付金20万から

40万円支給、300万円の融資制度、無担保無利子、デリバリーやテイクアウトに消耗品・広告宣伝費に1事業所あたり5万円補助、市内の飲食店や宿泊施設で使える先払いチケット配布団体の印刷代などの経費に25万円補助。大学生に5万円の支給と特産品の寄贈、美郷町は、道の駅など土産店への農産物、土産物を出品する個人・団体に昨年売り上げの4割を補償。横手市では、雇用調整助成金企業負担分全額補助、県の協力金に20万円上乘せ、自主的に休業した飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店に20万円支給、国の持続化給付金対象外の事業者へ20万円支給。湯沢市は、飲食店、ホテル、旅館の上下水道料金の3か月間無料、国保資格証明書発行されている方に、コロナ疑いで受診した場合2から3割の自己負担、学生への支援品1人6,600円、妊婦1人にマスク10枚配布、医療機関・訪問介護・看護事業所へマスクの配布、教育費・教材費は減収になった家庭の場合10割支給、高校生2、3年生は2万円、大学生等応援給付金は5万円、個人事業主は収入減の程度により10万円から20万円支給、非常勤職員の10人雇用、扶養手当を受け取るひとり親世帯に3万円支給などがあります。このあとまた支援金の額がいろいろ各市町村によってまた増えております。

本市でも経済支援に取り組んでおりますが、事業者への10万円の給付については、第1次産業に属する事業者の方などが対象となっておりますが、第1次産業といっても職種は様々です。先の感染拡大の予防のために、休業を自粛された道の駅に関連する、例えば花卉栽培をしている方たち等は、休業のために売り上げが減収となっております。それを生業として生活しているために厳しいものがあります。生産品が違うだけで1事業者としては同じではないでしょうか。毎月毎月物を生産し売って生活している方たちも経済支援を望んでおります。それを生業として生計を立てている方たちの事業継続のためにも、支援金の幅を広げてもいいのではと思いますがご回答をお願い致します。

また、県外の大学生を含む各種学校で勉学している方たちは、今だ学校に戻れない状況が続いております。県外大学生応援事業に間に合わない学生もおります。いつ入学した学校で学べるものかもわからない状況です。市内の大学生の保護者の方からの声ですが、子どもが大学に入ったが学校での授業は受けておらず、オンラインが必要だということで経費がかかった。7月30日までオンライン授業をするということで、いつ学校での授業になるかわからない。大学生へのふるさとからの激励品といっても、わざわざ東京まで行って受け取る気持ちはない。アパート代は住んでいなくても毎月数万円かかっている。ほかの市町村のような額もほしいし、どこにいてもいなくても、こんな状況だ



から本市で受け取れるような気配りが必要ではないか。この声にどうお答えしますか。

また、県内の市町村の取り組みを紹介しましたが、この中で本市でも取り組みの必要があると思われることがありましたらご回答お願いします。競い合っただけのこのようではなく、各市町村が自主的に判断したことが、こんなにバラエティーに富んだものになっていると感じながら、早くコロナ感染の収束と経済の復興を願うものでございます。

次に、小・中学校の授業や行事、児童のケアなどについて伺います。

緊急事態宣言が解除され、6月1日から全国の学校が3カ月ぶりに再開しました。秋田県の場合は休校期間は違いますが、長期の休校による子どもの学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは大変に深刻です。新型コロナウイルス感染から、子どもと教職員の健康と命をどう守っていくのかは重要な課題と思われまます。

この間の休校による学習の遅れはどうなっておりますか。取り戻すために急ぐと、学習について行かれない子どもは大変です。この点についてはどうなのか伺います。

長期の休みは、学力の格差も生み出したという実態もありますが、本市での様子を伺います。子どもたちは、かつてないような不安とストレスを抱えております。国立成育医療研究センターによるコロナ・子どもアンケートによれば、76%の子どもが困りごととして、友達と会えないことをあげ、学校にいけない64%、外で遊べない51%、勉強が心配50%と続いているようです。アンケートには、いらいらする、何もやる気がしない、死にたいなどの子どもの痛切な声が寄せられております。

本市では、長期にわたる休校はなかったものの、子ども達の抱えるさまざまな不安にしっかり応え、ケアしていくことも大事ですが、この点はどうでしょうか伺います。この間の政府通達の中には、児童生徒の負担が過重とならないように配慮する、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め云々の記述がありますが、子どもの実態から出発した学習指導要領の柔軟化、弾力化が必要ではないでしょうか。憲法精神は、教員の本質から一定の自主性を認め、教育内容への国家的介入の抑制を求めています。目の前の子どもたちのために、何がいいか話し合っただけ決めていく学校現場を育てていくことも大事なことでないでしょうか。同時に、子どもの健康を守ることは、現場の教師の健康を守ることに直結します。この点では、教員の増員での対応は密を生まない学級のあり方も問われます。教室での密をふせぐためにどうするのか。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式として、身体距離の確保を呼びかけ、人と人との距離はできるだけ2 m空けることを基本としております。最低1

mとも言っております。そうだとすれば、学校現場では矛盾だらけです。少しでも解消しようとするれば大幅な教員、スタッフの増員が必要です。これが実現できれば、一人ひとりの子どもの格差と学習の遅れに対応できるものと思います。本市ではどうでしょうか。今後、季節は暑い夏に向かいます。幸い本市でも小・中学校にエアコンがつけましたが、密ペいを防ぐために換気が必要と言われております。一方で、マスクをつけたままでは体温が3から4度上がり熱中症の心配があります。いつまでマスクを着けていなくてはいけないのかという問題もあります。健康問題そして感染症対策、学校での子どもたちをめぐる課題も大きなものがあると思います。いつもなら例年通りに行う体育祭や運動会をはじめとした学校の行事はどうするのか、子どもたちも教師も生き生き輝く本市の政策について伺います。

3つ目は、令和2年度の住民健診について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、毎年5月から7月に実施している集団早朝検診並びにレディース検診を中止することが決まっております。すでに各世帯に配布済となっている、潟上市健診関係書類在中に同封されている検診実施案内によれば、集団検診中止期間は令和2年5月15日から令和2年7月15日になっており、中止の対象の検診と検診項目は、早朝検診では、胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・風しん抗体検査・特定検診30歳代の基本健診とあり、集団レディース検診では、乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診とあります。医療機関での検診は、現時点では実施予定ですが、今後のコロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合もありますので、必ず受診する医療機関へ事前に確認したうえで受診するようお願いいたしますとあります。検診のために、市民が集まってくると密になるのは当然のことです。今の状況のもとではこの判断は正しいものとは思いますが、日々の健康を心配して毎年受診している方にとっては戸惑いがあることも事実ではないでしょうか。健康を願う市民のために、多くの市民の健康診査は必要であり、このような状況のもとでも健康診査を受ける市民の受診率を保ちながら、さらに伸ばしていく取り組みが必要と思われませんがどうでしょうか。今後の健康診査への方針を伺います。

また好評であり、希望者もほぼ定数通りの人間ドックと、去年から始まった脳ドック受診について、受け入れ態勢を含め今後の扱いはどのようになるのかについても伺います。

ご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、「新型コロナウイルス感染症の影響への経済支援対策について」お答え致します。

ご質問にあります、経済支援策における本市での取り組みにつきましては、県内市町村の動向も参考に今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い致しますと存じます。

また、第1次産業事業者への支援につきましては、今後の国の各支援制度の新設や拡充策の動向を考慮し、県およびJA等関係機関と協議検討してまいりたいと考えております。

また、「県外大学生等応援事業」に関し、市内在住の学生でも受け取れるような気配りが必要ではないかのご指摘についてお答え致します。

本事業は、先の臨時議会でもご説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県外からの帰省の自粛を余儀なくされ、親元を離れて不安な日々を過ごしている学生等を対象に、ふるさと潟上の特産品等を贈ることによって少しでも元気を出してもらい、この困難を乗り越えてほしいという思いから実施させていただいております。このことから、引き続き県外に在住する学生等に向けた応援事業として実施してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは一般質問の2つ目、「小・中校学の授業や行事、児童のケアなどについて」お答え致します。

学校教育は、人間の一生を通じての成長と発達の基礎をつくり、集団の中で子ども一人ひとりが個性を伸ばしていくためにはとても重要であり、長期化する休校は、子どもの学習面のほか心身の成長面においても大きな影響を及ぼすものと考えております。そのため、子どもを丁寧に観察し実態把握をしながら、学習の保障や心のケア等に努めているところであります。

「休校による学習の遅れ」についてであります。末習内容は、休校中の家庭学習プリントで対応するとともに、授業再開後には、学習内容の定着を図る指導を行っております。また、必要に応じて朝学習の時間を活用しながら、子どもにとって負担とならないよう十分配慮しながら、学習の遅れと末習がないよう柔軟に学習指導を行ってきたところであります。また、今年度は夏季休業を5日間短縮し授業日とすることで、子ども

一人ひとりに丁寧に指導する時間を確保してまいります。

次に、子どもたちの抱えるさまざまな不安及びそのケアについてであります。

臨時休校中にあたっては、国民が一丸となって新型コロナウイルスまん延防止に取り組むという趣旨について子どもたちに理解させ、不要不急の外出を控え、基本的には自宅で過ごすよう指導するとともに、心身のケアを含めて保護者の方のご協力をお願いしてまいりました。議員がおっしゃるとおり、本市では長期にわたる休校はなかったものの、休校が明けて登校した子どもたちの表情には、友達と会えたことの喜びが笑顔となってあふれ、校内には元気な声が響いております。一方で、不安を抱えている子どもや長期間の休校で生活リズムが崩れたり、新しい生活様式にストレスをため込んだりしている子どももいるという認識に立ち、学校では、子どもが不安や悩みをいつでも話せる雰囲気をつくるとともに、子どもが出すサインを見逃さず捉えることができるよう、担任、養護教諭等の教員や、親と子の相談員等の学校教職員が幅広く子どもたちと話す機会を意図的に増やし、必要に応じて心理の専門家である県教育委員会のスクールカウンセラーや広域カウンセラーを活用しているところであります。

子どもの実態から出発した学習指導要領の柔軟化、弾力化の必要と、大幅な教員、スタッフの増員等についてであります。現在学校では、地域や子どもたちの実態に基づき、各学校が設定する教育目標を実現するために教育課程を編成しております。教科等の学習指導については、各校で作成した指導計画に基づき授業を行っておりますが、学校として目の前の子どもたちにどのような資質・能力を育てたいか着目し、学習内容の精選と教科等の横断的な学習に取り組むなどの指導計画全体のデザインを見直しながら、子どもたちが必要性を感じ有効な学習となるよう取り組んでいるところであります。

大幅な教員とスタッフの増員につきまして、その必要性は教育委員会としても十分に認識しておりますが、児童生徒数及び学級数に応じた教員定数があり、現在少人数学習推進のために加配措置されている学校では、加配教員を有効に活用しながら1学級を複数学級に分けた少人数学習や、ティームティーチングなど多様な学習形態を工夫しながら学習効果を高めているところです。

体育祭や運動会をはじめとした学校の行事についてであります。学校行事は望ましい人間関係を形成し、学級・学年・学校への所属感や連帯感を深め、協力してよりよい学校生活を築こうとする態度を育てるとともに、学校生活を充実させる上で重要な協働的学びの場であります。現在、体育祭や運動会等の学校行事を当初の計画から延期して

おりますが、主役である子どもたちの健康・安全を第一に考えながら、感染リスクの低減を図るため行事の規模、内容、日程等を検討したうえで、実施が可能かどうかの判断をしてまいります。

以上であります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは一般質問の3つ目、「令和2年度の住民健診について」お答え致します。

ご質問にありますように、例年5月から7月にかけて、各地区で行う予定でした集団早朝検診並びにレディース検診は、新型コロナウイルス感染対策のため中止としております。これは緊急事態宣言の期間においては、必要に応じて検診を控えるようにとの国の通知に基づき、講じた対応でありました。現在は緊急事態宣言が解除され、各種健診の実施については地域における感染の状況や、感染防止対策の対応状況を踏まえて、実施方法や実施時期などを判断し、実施することとされております。今後の健診方針であります。医療機関健診についてはこれまでどおり感染状況を注視し、実施機関と適宜相談しながら実施してまいります。

集団健診につきましては、当初から予定しております11月の日曜健診に加え、来年1月頃をめどに集団健診を追加で実施することで、現在関係機関と調整しております。

また、健診会場ではマスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置、受付時の発熱等症状の確認など、感染症対策を適切に実施してまいります。

国民健康保険被保険者を対象とする人間ドック及び脳ドックの実施につきましては、現在の状況を踏まえ医療機関と協議した結果、実施することと致しました。詳細につきましては、広報かたがみ7月号に掲載予定であります。8月上旬に希望者の受付を行い、10月からの実施予定となっております。

以上の内容につきましては、今後、緊急事態宣言が再度行われなことを前提とした方針でありますので、仮に感染拡大が認められた場合には、実施の有無について適宜判断し周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、経済支援についてなのですが、各市町村の取り組み等ご紹介しましたけれども、答弁では今後また検討していくという答弁で、第2次補正

を基にして。

それで、今市町村で取り組んでいることに対して項目に対して、検討したことはありますか。今実施はしていないけれども、こういうことはやった方がいいんじゃないかということで、庁内で検討した項目はあったでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

我々も1次から対策を皆様にお示ししながら進めているところでございますけれども、当然ながら、他市の動向も見ながら実施しておるところでございます。ここに今縷々ご説明いただきましたことにつきましても、我々検討しながら今現在進めているところであり、今後もこれはまた参考にしながら進めていくということでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今の捉え方として、全部の項目についていろいろ検討したということで宜しいですね。

それで、本市の商工会が独自にお金を出してプレミアム商品券事業を行いました。おそらく、市に対して相談があったとは思いますがそこら辺の状況と、それからあと、今後せつかく商工会がこういうふうにしたものですから、市としてもやっぱり応援していかなくちゃいけないなとは思いますが、そこは経済面とかいろんな販路拡大とかも含めまして、そこはどのようになっていますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

潟上市の商工会が行います商品券事業につきましては、原資については市の補助金を使うことになっております。その面で、市の方から支援をしていると捉えていただいて結構だと思います。

発行自体の総額とかそういうのはもうご存知のことと思いますけれども、発行総額としては5,500万円、5,000セットで、1,000円の商品券を11枚ワンセットにして1万円で販売するというところでございます。これらにつきましても、商工会からとそれから市としても、もちろん協力しながら推し進めていきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 次に、各事業者に対する支援金の10万円の関係なのですけれども、

今回、各事業所に10万円ということですが、残念なことに1次産業が除かれております。それで、道の駅ブルーメッセそれから天王の道の駅、いろんな業者が入っております、私は例として花卉栽培の業者をまずあげた訳ですけれども、聞くところによれば、やはり野菜を作って出荷している農家の方も、全部畑がこの間しばらくの間休業したということで、畑を全部植えているものを投げざるを得なかったというかなりの収入減があるわけです。ですから、それを生業として毎月毎月出荷してやっているというのは、ほかの事業と同じだと私は判断してもいいのじゃないかなということで、その第1次産業の方にも、やはりこの事業所への10万円の幅を拡大すべきじゃないかなと私は思うのですけれども、大変な収入減になっています。そこら辺はどのようにお考えですか。先ほど答弁ありましたけれども、第2次補正ということじゃなくて、今回幅を広げていくということでない、生活が本当できない状況になっていますので、やりますというふうになればその事業者の方も喜ぶますけれどもどうでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

第1産業の事業者の方へ、なぜ今回除いたかというのは縷々答弁してあるとおりでございます。ただそれにしてもということで、そういったご情報をいただいたと存じ上げておりますので、もし議員の方でそういう方がいらっしゃった場合は、どうぞ市の方に経済対策室がありますので、まずご相談に来ていただいて、かなりの減収あるいはそういったことを言っても、我々としてそういったものを客観的に知る由がないということでございます。逆に言うと、そういった声が集まって行って、我々の政策判断ということになる場合もありますので、ぜひ遠慮なくご相談に来ていただければと考えております。いずれにしましても、第1次産業事業者への支援への目配りというのは忘れてはおりませんので、我々としては、もしそれが必要である場合には、果断にそこは実施してまいるということでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 実態をしっかりと把握する中で、これはもう必要だということであればぜひ実施していただきたいと思えます。

次に、県外の大学生への支援なのですけれども、質問の最初のところでも書きましたが、こちらで今年入学した方が、大学に入っても入学式も参加できないし授業はもち

ろんのこと、そしてオンライン授業が7月30日まで第1期やるということで、ふるさとの贈答品ですか、それを現地に行って受け取るにしても7月30日までは、今日からまず他県への移動は解禁になりましたけれども、7月30日までは、この地元で授業をしなければいけないということになるわけです。そうなれば、日程の関係で受け取れないということになります。おそらく、確か7月24日が締め切りだと思いますけれども。ですからそういう方でも、今他県への移動が解禁になりましたから、これはぜひそういう方も受け取れるように延長した方がいいんじゃないかなということと、あとは、ここにもやっぱり大学の関係でいろんなコロナ対策いろいろ悩みながら授業を独自に頑張っているということもありますので、そういう他県、本市関係なく、平等に扱ってもいいんじゃないかなという声がありますけれども、期限も含めてそこら辺の考え方も伺いたいです。いずれその方たちは、4年、3年、2年と、その学校に入ればそちらの方へずっといることになりますので、そういう期限の申請というか期間なんかも延長すべきじゃないかなと激励のために、そう思いますけどどうでしょう。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど、総務部長の答弁にもございましたけれども、今回の事業と申しますのは、県外から帰省の自粛を余儀なくされ、親元を離れて不安な日々を過ごしている学生さんを対象に特産品等を送るといって、これが主たる目的でございます。ですから、今回3カ月という期間でございましたけれども、それをもって困難を乗り越えてほしいというふるさとの思いということでお伝えさせてもらっているということでございます。昨日の一般質問にもあったと思いますけれども、またこれを延長さらにといって話になりますと、これはまたタラレバの話になってしまいますけれども、もしまた仮に、こういう状況が発生した場合には、再度考えていきたいとそうように考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 帰省を余儀なくされている学生に対する応援という意味はわかりますけれども、ただ、全然この大学にも行けない方がやっぱり、やがては3年、4年ということで、向こうの方に行って勉強することになりますからそのことも見据えて、今他県の移動が解禁になりましたから、学校も授業本格的に始めるといいますから、その方への応援も含めて期間の延長というのは私必要だと思いますので、これあとで検討し



ていただきたいと思います。

次に、小・中学校の授業や行事、児童のケアについてなのですが、児童のいろんな不安、ストレス等あるということで紹介しましたけれども、これ特別アンケート等は取っておりましたでしょうか。記述式でも。特別やりませんでしたか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

教育委員会独自としてアンケートの実施ということはございません。ただ、学校の方で児童生徒の実態を把握するということで、すでにそういった生活アンケートというものは実施しておりますので、ペーパーによるものであったりそれから聞き取りによるものであったりということで、アンケートもあわせてそういった子どもたちの実態の把握というのはしてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 本市では、子どもさんがコロナに感染して自分がどんなものかという不安、訴えられているのかどうなのかも含めまして、実態はどうなのでしょうか。子どもさんは、今のところは健全に頑張っているのか、それともどうなのかというあたりはどういうふうに把握しますか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

学校の児童生徒の実態把握につきましては、各校できめ細やかに実態を把握させ、そしてそれを教育委員会の方に報告をしてもらっております。その中で、コロナウイルスに特化した、これが不安でといった子どもからの訴えというのではないと承知しておりますけれども、こういった長期の休校等も含めた子どもたちの不安ということについてはゼロではなくて、それぞれ学校において相談に乗ったりということは実態としてはございます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 特別問題がないと私判断しますけれども。

次に小・中学校でのクーラーはつきましたけれども、マスクつけっぱなしだと3、4度上がって、体のちょっと弱い方は熱中症とかそういう危険があります。それで、教室

の中でのそのエアコンの使い方とかマスクの状況とかそういうやり取りというのは、今どのような指導というか考え方持っていますか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

エアコンにつきましては、おかげ様で全部の小・中学校の教室に整備できております。それでご承知のとおり、エアコンをつけっぱなしというか、その中にあっても換気は必要であることですか、それから環境省等から示されていますように、マスクは適宜外して構わないということで、これも学校の方でも情報共有しております、例えば体育の授業ですとか、それから適切な距離を保てるような場合ですとか、様々な条件をきちっと精査したうえで、着脱については必ず、いつでもつけていなければならないということではございませんので、状況によるかと思えますけれども、エアコン稼働時の換気それからマスクの着脱については、今一度学校の方とも情報共有しながら、子どもの体調管理、安全安心ということで努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 教師の実質的な教育の進め方とか教員増については、答弁わかりましたので宜しいですけれども、学校行事について伺います。

子どもたちが、特に6年生が本当に記念に残るものといえば修学旅行があるのですが、けれども、もちろん、今の状態で東京圏に行くのは危険だと思いますが、東京圏でないところという、子どもさんも期待していると思うのですが、修学旅行を含めた学校祭、体育祭については、いつの時点でどうのこうのという目処の判断、そこら辺はまだ考えておりませんか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

修学旅行については、春に行うものを夏休み以降に延期したことについては、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、今のところ校長会そして学校では校内での検討それから関係学年の保護者の方々とのご意見をお伺いしながら、秋以降9月、10月、11月に、各小・中学校延期を今のところ予定してございます。

行き先についても、当初東京、関東圏を予定していた学校についても、中学校そうなので、これは秋以降に延期した場合でも、様々な総合的に勘案しますと、こ

これは東京圏は無理と判断するべきではないかということを経長会それから男鹿・潟上・南秋の地区の教育長会でも十分に協議しておきまして、現在潟上市の学校では、東京圏への修学旅行は見合わせるということで共通認識しているところでございます。

それから学校祭につきましては、夏休み明け以降にやり方を十分に、新しい生活様式を準拠しながら実施できる今学校の方に考えさせているところでございます。

運動会・体育祭につきましては秋9月に延期、それからひとつ天王中学校につきましては昨日ということで、それぞれ対策を講じながら延期して実施あるいは実施予定ということでございます。

最後になりますが、学校行事っていうのは、やはり子どもたちが小さな学校という社会の中で、将来社会の担い手となる子どもたちにとって必要な学び、力をつけていく機会でございます。十分に配慮しながら、実施できるものは実施できるように、教育委員会も校長会と協議しながら、対策を練ってまいりたい、指導してまいりたいと思いますのでご理解を願います。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 子どもたちの学び、成長のためにも、ぜひ教育関係者の皆さんご尽力くださるよう、この時期ですのでぜひご尽力くださるようお願い致します。

次に、住民健診について伺いたいと思います。

今の5月からの住民健診は中止ということなのですが、普通の民間企業、民間の病院での受診というのは、これ健診受けるということですよ。そうならば、人間ドックならともかく、1人で病院に行ってあの検査この検査となれば、一般の方と一緒にあって長時間待たせられるのじゃないかなと思われるのです。早朝健診だと、長くても1時間から1時間半くらいで全部終わるわけでしょう。胃の検査も含めて。ですから今その、今受けると、民間の病院機関で受けるとすれば、長時間待たせられるのじゃないかなという不安もありますが、そこら辺は病院機関とはどういうふうなやり方でどうのこのというふうなことでスムーズに行える状況なのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 質問にお答えしたいと思います。

医療機関での実施につきましては、必ず事前にそれぞれ医療機関での体制がありますので、申し込みをしていただいて、例えば医療機関で、例えば夕方から実施するとか、午前中の何時からは健診やりますかというそういう医療機関で実施方針が違っておりま

すので、そういった形でとりあえず待ち時間がないようにということで、医療機関と業者の方で調整をしております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 医療機関と調整しているということでよかったと思うのですが、こういうふうな情報をやはりもうちょっと市民に知らせていくことが大事なのではないかなと思います。それからあとは、11月からそれから始めて来年の1月頃も追加でということになりました。それから人間ドック、脳ドックについても実施することにしたということですが、こういうふうな時期だからこそ、ちょっとくらい受診率が落ちても構わないということじゃなくて、こういうときだからこそ、もうちょっと受診率を上げていくということも必要だと思いますが、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答え申し上げたいと思います。

通常年でありますと、どうしても受診率という数字にこだわりがちでございますけれども、このような時世でありますので、やはり受診率よりはきちんと健診を受けていただいて、安心をしていただくというのがやはり重要だと思いますし、また生活環境の変化がございますので、早め早めの受診をして重篤化にならないようなかたちで、健康な生活を送っていただくというところに重点を置く必要があると思っています。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） このコロナ感染症のいろんな問題もありますし、機材支援、健康診断、学校の問題、いろいろありますけれども、当局からは、市民に喜ばれるようないろんな施策を打ち出させていただいて、頑張っていたいただきたいということで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、6月20日から29日までの10日間、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、6月20日から29日までの10日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程はこれで全て議了致しました。よって本日はこれで散会します。

なお、6月30日火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、6月22日月曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦労様でございました。

---

午前11時36分 散会

